

令和8年第1回設楽町議会定例会（第3日）会議録

令和8年3月26日午前9時00分、第1回設楽町議会定例会（第3日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 村松一徳	2 村松純次	4 七原 剛
5 加藤弘文	6 今泉吉人	7 山口伸彦
8 田中邦利	9 原田直幸	10 金田敏行

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	村松浩文	企画ダム対策課長	今泉伸康
津具総合支所長	今泉 宏	生活課長	後藤哲嗣
産業課長	下平 功	保健福祉センター所長	松井秀和
建設課長	松井良之	町民課長	依田佳久
財政課長	関谷 恭	教育課長	加藤直美
出納室長	村松義典		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 米倉和彦

5 議事日程

日程第1 議案第9号

設楽町過疎地域持続的発展計画の策定について

(総務建設委員長報告)

日程第2 議案第10号

設楽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

(文教厚生委員長報告)

日程第3 議案第11号

設楽町地域支援人材住宅設置条例の制定について

(総務建設委員長報告)

日程第4 議案第12号

設楽町新城北設ごみ処理広域化施設整備基金条例の制定について

(文教厚生委員長報告)

日程第5 議案第13号

設楽町職員の旅費に関する条例の全部改正について

- (総務建設委員長報告)
- 日程第6 議案第14号
設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第7 議案第15号
設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第8 議案第16号
設楽町公共施設等総合管理基金条例の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第9 議案第17号
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第10 議案第18号
設楽町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第11 議案第19号
設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第12 議案第20号
設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第13 議案第21号
設楽町庁舎建設基金条例の廃止について
(総務建設委員長報告)
- 日程第14 議案第22号
設楽町合併振興基金条例の廃止について
(総務建設委員長報告)
- 日程第15 議案第28号
令和8年度設楽町一般会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第16 議案第29号
令和8年度設楽町国民健康保険特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第17 議案第30号
令和8年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算
(予算特別委員長報告)

- 日程第18 議案第31号
令和8年度設楽町町営バス特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第19 議案第32号
令和8年度設楽町つく診療所特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第20 議案第33号
令和8年度設楽町田口財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第21 議案第34号
令和8年度設楽町段嶺財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第22 議案第35号
令和8年度設楽町名倉財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第23 議案第36号
令和8年度設楽町津具財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第24 議案第37号
令和8年度設楽町簡易水道事業会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第25 議案第38号
令和8年度設楽町下水道事業会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第26 議案第39号
設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部
を改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第27 所掌事務の調査報告
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第28 報告第1号
専決処分の報告について
(追加)
- 日程第29 議案第40号
(仮称)株式会社あかりへの出資について
(追加)
- 日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
(追加)

会 議 録

開議 午前9時00分

議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は9名全員です。

定足数に達しておりますので、令和8年第1回設楽町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

初めに、町長より発言を申出がありますので、これを許します。

町長 おはようございます。

卒業式を終え、東京や名古屋あたりで桜の満開との報道がちらほらとされ始めたところであります。気候も暖かくなり、いよいよ令和7年度も残すところ5日で終わろうとしておるところであります。

議員各位におかれましては、年度末の何かと御多用のところ、最終日に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

さる3月4日に開会されました本定例会も本日をもちまして閉会となります。令和8年度当初予算をはじめ、補正予算、条例の制定・改正など、議員の皆様方には多くの議案について、十分な審議を賜りありがとうございました。

さて、昨年10月から続く少雨により、3月17日に宇連ダムの貯水率が0%になりました。これは、2019年5月以来のことだそうです。下流の市からは、一刻も早い設楽ダムの完成を望んでいるというふう聞いておるところであります。節水の状況ですが、設楽町でも節水をして協力しております。田口浄水場、名倉浄水場、長江の浄水場で10%の節水をしておるところであります。

そしてですね、4月4日にはまたアグリステーションなぐらで春まつりが開催されます。ぜひ御来場いただき、川沿いに咲き誇るコヒガンザクラを御覧いただき、名倉の春をお楽しみいただきたいというふうに思っておるところであります。

それでは職員の定期人事異動について申し上げます。

新聞報道にもありましたように、令和8年度に向けた職員の人事異動の内示を3月19日に行いました。職員数名の退職に伴い、一般事務職をはじめ4名を新規に採用しましたが、必要な職員数の採用には至りませんでした。早期募集を行い、欠員を補充しますとともに、新たな職員体制により、円滑な町政運営に努めてまいりたいというふうに思います。

さて本日は報告1件、議案1件を追加上程させていただきました。議会初日の上程議案とあわせまして、慎重審議のうえ、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。議会最終日にあたりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を議会運営委員長より報告願います。

6今泉 おはようございます。令和8年第1回定例会第3日の運営について、3月23日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1から日程第14までと日程第26は、常任委員会に付託の議案ですので、一括上程し、委員長報告に対する討論、採決は1件ごとに行います。

日程第15から日程第25までは、予算特別委員会付託の新年度予算で、一括上程し、委員長報告に対する討論、採決は1件ごとに行います。

日程第27は、設楽ダム対策特別委員会の報告です。

日程第28から日程第29は追加案件です。

日程第28は、専決処分の報告があります。

日程第29は単独上程、単独質疑、討論、採決です。

日程第30、日程第31は議会運営委員会、設楽ダム対策特別委員会の継続審査の申出です。

以上です。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長 日程第1、議案第9号「設楽町過疎地域持続的発展計画の策定について」から、日程第14、議案第22号「設楽町合併振興基金条例の廃止について」までと、日程第26、議案第39号「設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題といたします。

本案は、総務建設委員会、及び文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。総務委員長、4番七原剛君。

4七原 令和8年第1回総務建設委員会委員長報告を行います。

3月16日月曜日、13時45分から14時16分総務建設委員会を開催しました。

出席者は委員8名全員、執行部から町長副町長始め、計8名の出席をいただいております。

付託された議案10件について審議いたしました。審議の結果を報告いたします。

審査事件、1付託事件、議案第9号「設楽町過疎地域持続的発展計画の策定について」。質疑5件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

主な質疑内容については御手元の資料で御確認ください。

議案第11号「設楽町地域支援人材住宅設置条例の制定について」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第13号「設楽町職員の旅費に関する条例の全部改正について」。質疑3件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。主な質疑につきましては御手元の資料で御確認ください。

議案第14号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第15号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」。質疑1件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。質疑内容につきましては御手元の資料で御確認ください。

議案第16号「設楽町公共施設等総合管理基金条例の一部を改正する条例について」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第18号「設楽町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第21号「設楽町庁舎建設基金条例の廃止について」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第22号「設楽町合併振興基金条例の廃止について」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第39号「設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長 次に文教厚生委員長、2番村松純次君。

2村松(純) 令和8年度第1回文教厚生委員会委員長報告を行います。令和8年3月18日木曜日、午後2時20分から午後2時46分まで。

出席委員は8名全員。執行部からは町長、副町長はじめ計10名の方に出席いただきました。

付託された議案5件について、審議の結果を報告します。

審査事件、1付託事件、(1)議案第10号「設楽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」。質疑、意見、討論なし。賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。主な質疑は、記載のとおりであります。

(2)議案第12号「設楽町新城北設ごみ処理広域化施設整備基金条例の制定について」。質疑1件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。主な質疑は記載のとおりであります。

(3)議案第17号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」。意見1件、討論なし、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。主な意見は記載のとおりであります。

(4)議案第19号「設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(5)議案第20号「設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について」。質疑1件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。主な質疑は記載のとおりであります。

2その他、給食センター建設についての補足説明がありました。

以上であります。

議長 委員長の報告が終わりました。

討論、採決は1件ごとに行います。

議案第9号「設楽町過疎地域持続的発展計画の策定について」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第9号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第10号「設楽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第10号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第11号「設楽町地域支援人材住宅設置事業条例の制定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第11号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第12号「設楽町新城北設ごみ処理広域化施設整備基金条例の制定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第12号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第13号「設楽町職員の旅費に関する条例の全部改正について」を討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第13号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第14号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第14号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第15号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第15号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第16号「設楽町公共施設等総合管理基金条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第16号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第17号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第17号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第18号「設楽町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第18号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第19号「設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第19号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第20号「設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第21号「設楽町庁舎建設基金条例の廃止について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第21号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第22号「設楽町合併振興基金条例の廃止について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第22号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 日程第15、議案第28号「令和8年度設楽町一般会計予算」から、日程第25、議案第38号「令和8年度設楽町下水道事業会計予算」の11議案を一括議題とします。

本案は予算特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。予算特別委員長、9番原田直幸君。

9原田 それでは令和8年設楽町議会予算特別委員会委員長報告を設楽町議会会議規則第77条の規定により行います。

本委員会は令和8年3月4日水曜日及び3月12日木曜日に、令和8年度設楽町一般会計予算及び8特別会計予算並びに2事業会計予算の概要説明を受け、3月16日月曜日と、3月18日水曜日の両日、一般会計歳入歳出予算、8特別会計予算並びに2事業会計予算について慎重審議を行いました。

その経過と結果は以下のとおりです。

3月16日8時57分から午後1時30分まで総務建設委員会所管の審議を行いました。

出席者は町長、副町長、教育長以下役場担当執行部全員と議長、議会事務局長、委員8名全員です。

審議は以下のとおりです。

一般会計予算の歳出に関する質疑は、合計43件で、内訳は記載のとおりですので御確認をいただきたいと思えます。

歳入に関する予算審議では、質疑3件、特別会計に関する質疑はありませんでした。

続いて、3月18日午前8時59分から午後2時5分まで、文教厚生委員会所管の審議を行いました。

出席者は、町長、副町長、教育長以下役場担当執行部全員と議長、議会事務局長、委員8名全員です。

質疑は以下のとおりです。

一般会計歳出の歳出に関する質疑は、合計39件で、内訳は記載のとおりですので御覧、御確認をいただきたいと思えます。

歳入に関する質疑は1件でした。

特別会計予算のうち、国民健康保険特別会計では質疑2件。後期高齢者医療保険特別会計では質疑1件。町営バス特別会計予算では質疑1件。つぐ診療所特別会計では質疑ありませんでした。

事業会計予算のうち、簡易水道事業会計の予算では質疑1件。下水道事業会計の予算では質疑ありませんでした。

続いて討論を行います。

一般会計予算を反対とする討論1名。反対討論の詳細については本会議で行うということでした。

一般会計予算を賛成とする討論1名。討論の内容、詳細については本会議で行うということでした。

続いて採決に入りました。採決を行い、以下のように決定しました。

議案第28号「令和8年度設楽町一般会計予算」について、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第29号「令和8年度設楽町国民健康保険特別会計予算」について、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第30号「令和8年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」について、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第31号「令和8年度設楽町町営バス特別会計予算」について、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第32号「令和8年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」について、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第33号「令和8年度設楽町田口財産区特別会計予算」について、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第34号「令和8年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」について、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第35号「令和8年度設楽町名倉財産区特別会計予算」について、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第36号「令和8年度設楽町津具財産区特別会計予算」について、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第37号「令和8年度設楽町簡易水道事業会計予算」について、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第38号「令和8年度設楽町下水道事業会計予算」について、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

その他はありませんでした。

以上で委員長報告を終わります。

議長 予算特別委員会委員長の委員長報告が終わりました。

討論、採決は1件ごとに行います。

議案第28号「令和8年度設楽町一般会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

8 田中 2027年一般会計予算、反対討論を行います。

日本共産党を代表しまして、「令和8年度一般会計予算」に反対の立場から、討論を行います。よろしいですか。

日本共産党であるあなたが町民を代表して、「令和8年度一般会計予算」に反対の立場から討論を行います。失礼。はじめを間違えております。

新年度予算の一般会計歳入歳出総額は約66億2700万円の提案であります。厳しい生活を強いられている町民の暮らしと福祉を支え、町政課題を解決するための予算編成が求められています。

しかしながら、本予算には看過できない問題があり、以下の理由から反対するものです。

理由1、ダムの安全性に十分な検証がなされないまま、事業推進に協力する内容となっているからです。

ダム建設予定地では、地質の脆弱性が指摘されており、これはこれまでの工期延長の要因ともなっています。さらに、基礎掘削工事においても、岩盤の弱さが指摘されています。それにもかかわらず、安全性に対する十分な検証がなされないまま、事業推進に協力する予算編成は到底容認できるものではありません。

また、確約事項に基づくダム関連事業が、町財政を圧迫し始めていることは明らかです。町の負担は、人件費や対策協力交付金を含め約2億円に達する見込みである一方、実費補填の国交省への要請は進展していません。

さらに、深刻な渇水状況にあるにもかかわらず、下流自治体や県から本町に対する具体的な要請や働きかけは乏しく、上下流拠点施設、交流拠点施設などの懸案事業も前進していません。ダム建設が直ちに渇水問題を解決する問題なものではないという認識が広がっているのでしょうか。かつてみられたダム建設事業への関心の高まりは、既に失われ、渇水対策としての期待も後退しています。

ダムに依拠したまちづくりは、現実的とはいえない状況であります。

理由2、地方自治体の本旨である住民福祉の増進から外れているからです。

学校給食の完全無償化や、中学校体育館へのエアコン設置は評価できる施策です。

しかし一方で、世界ラリー選手権への取組や、ダム工事関連のイベントなどは、福祉の充実という本来の目的から外れ、この事業自身が幻の活性化に終わるのではないのでしょうか。

福祉タクシーや移動支援サービスの利用料は、高止まりしたままであり、経営不振による介護事業所への支援も具体化されていません。

また物価高騰の中で収入が伸びず、苦しい生活になってる町民に対し、水道料金の引下げや国民健康保険料、後期高齢者医療保険料軽減への対応は、極めて不十分です。

今回の保険料引上げには、子ども誰でも通園制度の財源として、保険加入者に負担を転嫁するものも含まれており、到底容認できません。

子どもの均等割についても、18歳までの半額免除にとどまり、全額免除には至っていません。

理由3、人口減少対策が行き詰まり、抜本的な施策が示されていないからです。

設楽町の人口減少率は県内でも高い水準にあります。ダム計画による移転の影響は大きいものの、それと同時に、移住定住施策を含む人口減対策そのものが有効な手だてになっていないのではないかと思います。

奈良県川上村の事例に見られるように、人口増加には、思い切った子育て支援への投資が不可欠です。本町では、町外からの移住者への手厚い支援はあるものの、年間100人を超える転出がある中で、既存住民への支援は十分とは言えません。

また、住みやすい地域、地域づくりに不可欠な獣害対策も、捕獲中心に偏っており、投入される予算に見合う費用的な効果が見込めません。

町の平和正義宣言の理念に対し、事実上の取組は限定的であり、原爆パネル展などがいつの間にか中断となり、平和行政の充実も図られていません。

たばこ税値上げに防衛費の財源が含まれていることに改めて驚いています。

マイナンバーカードの保険証利用の推進についても、プライバシー保護の問題や受診時の高齢者の戸惑いなどを生じさせることにつながりかねません。

終わりに、令和8年度の地方財政計画では、地方税収及び地方交付税の増加、増収が見込まれています。

したがって、単なる財政引締めではなく、必要に即して住民の切実な要求にこたえる財政運営が求められ求められます。人口増に向けた抜本的な子育て支援、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の引下げ、介護事業者への支援強化について関係機関に働きかけ、その実現をすることを強く求めます。

以上、本予算に反対することを表明するとともに、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療保険特別会計についても反対である旨を付言し、討論を終わります。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

4七原 私は、令和8年度一般会計予算に賛成の立場から討論いたします。

新年度予算歳入歳出66億2671万5000円。

歳入面を見ますと、ふるさと寄附金、基金繰越金が前年比6800万円増額しているのに対し、財政調整基金繰入金は前年比391万6000円減額されており、財政調整基金に頼らない財政運営に向けた具体的なステップの一端がうかがえます。

歳出面をみますと、子育て支援の面では、集団生活を通じた子供の成長促進や保護者のリフレッシュ、孤立防止を目的とした、誰でも通園制度が、田口清嶺保育園にて新たに始まります。

また、町内の町内全保育園において、タブレットを用いた午睡チェックを行われることになり、子どもたちの安心安全に、一役買うことが期待されております。

福祉の面では、権利擁護支援センターが、東栄町との共同経営となり、従来と同じ住民サービスを効率的な運営の中で行えるようになることが期待でき、行政のスリム化の一端がうかがえます。

商業観光の面では、ビジター建設を中核としたきららの森の整備計画が具体化されます。

ダム建設を受入れた町として町内外への自然に対する啓蒙活動は必須であり、将来的なコスト計上を含めた着実な計画遂行が求められます。

教育環境の整備の面では、設楽中学校体育館へのエアコン設置が行われます。今後、計画的に町内各学校の必要な場所への設置も予定されており、小中学生の安全な学習環境の確保が進められます。

今年度復活した中学生の海外派遣事業は、来年も計画されることとなり、山あいに住む子供たちの視野を広げてくれそうです。

また、給食費の無償化も始まり、物価高のなか、子育て世代への配慮もされております。

そして、人口減少と少子高齢化がもたらす危機を乗り越え、地域を次の世代につなぐ持続可能な地域経営を目指し、株式会社あかり（仮称）の設立に向けた予算が計上されております。

以上、限られた予算の中で示された設楽町の未来へつなぐ新たな施策の一端を挙げさせていただきましたが、そのほかにも、関係人口創出事業、設楽ダム建設関連事業をはじめ、設楽町をより誰もが住みやすく豊かなまちへと前進させる手だてが講じられていると感じます。

最後に、地域課題を克服するべく、設立される株式会社あかり（仮称）ですが、NPO法人でもなく組合でもなく、株式会社という組織形態を選択されております。株式会社とは結果が全てです。綿密な計画のもと、最適な予算を組み、各自責任と権限を明確にして事業に当たり、朝令暮改日々改善し、計画予算を上回る決算を出すことが求められます。そのことを肝に銘じ民間意識を常に持って、確実に目的を達成していただくよう求め、甚だ簡単ではございますが、賛成討論とさせていただきます。

議長 反対賛成討論が終わりました。このほかに討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第28号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第29号「令和8年度設楽町国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第29号を採決します。採決は起立によって行います。
本案に対する委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。
議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第30号「令和8年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第30号を採決します。採決は起立によって行います。
本案に対する委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。
議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第31号「令和8年度設楽町町営バス特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第31号を採決します。採決は起立によって行います。
本案に対する委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第32号「令和8年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第32号を採決します。採決は起立によって行います。
本案に対する委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第33号「令和8年度設楽町田口財産区特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第34号「令和8年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第34号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第35号「令和8年度設楽町名倉財産区特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第35号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第36号「令和8年度設楽町津具財産区特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第36号を採決します。採決は起立によって行います。
本案に対する委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第37号「令和8年度設楽町簡易水道事業会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第37号を採決します。採決は起立によって行います。
本案に対する委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第38号「令和8年度設楽町下水道事業会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第38号を採決します。採決は起立によって行います。
本案に対する委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 日程第26、議案第39号「設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第39号を採決します。採決は起立によって行います。
本案に対する委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
議案第39号は委員長報告のとおり可決決定されました。

議長 日程第27「所掌事務の調査報告」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員会委員長の報告を求めます。

7 山口 それでは令和8年第1回設楽町議会設楽ダム対策特別委員会の報告をさせていただきます。

8月、ごめんなさい、令和8年3月の13日金曜日、議場におきまして、9時28分から設楽ダム建設事業について、それから、午前11時から、現地ダムの現況の視察をしてまいりました。

内容は、新設楽大橋及び延坂の盛土の進捗状況の確認をしてまいりました。

出席者は、設楽ダム対策特別委員5名、そして議長と事務局長。

設楽町からは土屋町長始め9名の皆さん、国土交通省設楽ダム工事事務所からは15名、愛知県豊川水系対策本部からは6名、愛知県新城設楽建設事務所、設楽ダム関連事業出張所からは3名の皆様に、会議に立ち会っていただきました。

その後金田議長、土屋町長、舘井国土交通省設楽ダム工事事務所長、愛知県豊川水系対策本部の杉山副本部長より御挨拶をいただきました。3名共々、東三河の渇水の現況を憂いての挨拶でございました。

また杉山副本部長におかれましては、設楽ダム関連予算等を兼ねて御挨拶をいただいております。

それでは審査事件に入らせていただきます。

詳細につきましては、議員タブレットの委員会報告に詳しく入っておりますので、御参照していただき、主なもののみ報告させていただきます。

所掌事務の調査につきましては、設楽ダム関連事業について、行いました。

まず最初に国土交通省設楽ダム工事事務所より資料に基づいて、説明を受けました。

資料1につきましては、工事の進捗について杉山工務課長。

地域振興については、平野副所長よりいただいております。

次に、愛知県新城設楽建設事務所設楽ダム関連事業出張所及び豊川水系対策本部より、資料2についての、基づいて説明をいただきました。

設楽町からは、建設課から、建設課、生活課より資料に基づいて説明を受けました。資料3の設楽ダム関連事業総括表をもとに、資料3-1を松井建設課長。資料3-2-3を後藤生活課長より詳細に説明を受けました。

全体における質疑でありますけど、お手持ちのタブレットに、内容は全部記載してございますので要件のみ、報告させていただきます。

質疑が10件、主な内容としましては、ダム工事現場を見学する展望台と利便性について、また国、県道の付替えと、付替え等の進捗状況と要望についてであります。

応答につきましては、設楽ダム工事事務所より8件、愛知県豊川水系ダム関連事業出張所からは3件、設楽町からは3件の応答がございました。

そして2で、その他に入りました。

質疑が4件ございましたけど、これにつきましては、県議会での設楽ダム関連予算についてが大まかなくるめが1件として記載してございます。

これの応答につきましては、杉山水系対策副本部長。それから参考意見として今泉企画ダム対策課長の応答をいただいております。

そしてくるめて、要望として、ダム完成までに、実施が追いつかない水源地域整備の財源確保についての検討をしていただきたいという、要望の意見でまとめさせていただきました。

その後現場視察に入りました。

国道257号の新設楽大橋及び川向公園用地造成状況を見てまいりました。

設楽ダム対策特別委員会委員5名と議長、事務局長。愛知県豊川水系対策本部の杉山本部長はじめ担当職員。新城設楽建設事務所設楽ダム関連事業出張所の池野所長はじめ担当職員、また設楽町は、町長はじめ担当の職員の皆さんで視察をしてまいりました。

上記現場を視察し、現地にて11時30分に現場で解散をいたしました。

以上であります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は終わりました。

議長 日程第28、報告第1号「専決処分の報告について」を議題とします。

報告の説明を求めます。

副町長 それでは報告第1号の専決処分の報告について御説明しますので、資料の4ページを御覧ください。

今回の専決につきましては、設楽町長の専決事項の指定第1項の規定に該当する300万円以下の金額、契約金額の変更が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり、令和8年3月6日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会へ報告するものであります。

5ページを御覧ください。

報告第1号専決処分の報告案件、令和7年度道路改良工事7-1、町道田峯東区田内線（週休2日制）につきましては、令和7年7月1日の議会臨時会において工事請負契約に係る議会議決を得て、請負者をカネハチ建設として施行しておりました。

令和7年度発注の道路改良工事におきまして、契約の一部に変更が生じたため、下記のとおり専決処分をするものであります。

主な変更内容につきましては、6ページを御覧ください。

当工事の内容につきましては、補強土壁基礎を44mから25mにして、法面吹付は126㎡を削減し、岩盤破碎は330㎡から522㎡に変更し、当初契約金額6050万円を30万8000円減額し、6192万円に変更するものであります。

詳細につきましては建設課長より説明をさせていただきます。

建設課長 ただいま、副町長より説明がありましたとおりであります。6ページ、専決第2号参考資料をお願いします。

本年度実施しました、町道田峯東区田内線の道路改良工事につきましては、施工内容に変更が生じ、30万8000円の減額となりました。

変更理由及び内容につきましては次のとおりです。

作業土工、掘削につきましては、施工箇所の岩盤が、想定よりかたいことから進捗が遅れ、予定しておりました作業土工、464㎡から316㎡減の148㎡となりました。それに伴い、補強土壁基礎の掘削作業が進まなかったこともあり、44mを予定しておりました補強土壁基礎の延長が19m減の25mとなりました。

法面吹付工につきましては、掘削法面の安全性を確保するために計上しておりましたが、全て岩盤であったため土砂崩落の危険性が低く、現場での安全性が確保できたため、予定しておりました法面吹付工126㎡が不要となりました。

また、今回の施工状況から、次年度以降の事業進捗を図るため、岩盤破碎を220㎡増嵩して、522㎡としました。岩盤破碎には火薬ではなく、静的破碎材を使用しております。静的破碎材は、水と反応して膨張し岩盤など破碎する薬剤で従来の火薬による爆破解体とは違い、静かに破碎できるため、環境に優しく作業時の騒音や振動を軽減できる方法です。

岩盤破碎を実施した箇所については、次年度、来年度になりますが、ブレーカーにより掘削いたします。

続いて、添付しております図面について御説明をします。

9ページの右肩に変更後と表示してある図面をお願いします。当初を黒字で、変更を赤字で表示しております。

作業土工及び法面吹付工につきましては、今年度の施行範囲の中央から左側に表示しておりますが、延長30mが、法面吹付工を削除し20mに。補強土壁基礎については、右側に表示しておりますけども、延長44mが25mに。岩盤破碎につきましては、左側に表示しており、静的破碎材のボリュームが302㎡から522㎡にそれぞれ変更となりました。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

5加藤 時々この現場をのぞきに行くわけですがけれども、なかなか進まないなあというふうに思っていたら、岩盤の問題があったということで今納得をいたしたところです。

工事の進捗について、全体工程を見直したというふうな一文があるわけですが、完了については、以前示されたとおりの、完了日程でいけるのかどうかだけお伺いしたいと思います。

建設課長 最終的に田峯東区田内線完了は、平成じゃなくて、令和16年度を目標にしております。

現在の現場ですけども、全体延長が140mになりますが、そちらにつきましては令和10年度の完了を予定しております。

以上です。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号は終わりました。

議長 日程第29、議案第40号「(仮称)株式会社あかりへの出資について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第40号「(仮称)株式会社あかりへの出資について」を御説明しますので、資料の10ページを御覧ください。

(仮称)株式会社あかりへの出資については、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

この(仮称)株式会社あかりへの出資を含め株式会社あかりへの設立につきましては、2月25日の設楽町議会全員協議会、予算委員会及び3月12日の定例会2日目の一般質問の中でも説明させていただいたところでありますので、詳しい説明は省かせていただきますが、改めて出資目的の説明をいたしますと、(仮称)株式会社あかりへの出資につきましては、地域課題への解決及び地域資源を活用した持続可能な地域づくりを推進するため、地域住民及び関係団体等と連携して事業を実施する目的で、株式会社あかりを創設することから、本町としてこのことに対して出資を行うものであります。

出資内容につきましては、資料に記載のとおりでございますが、出資限度額200万円以内をとするものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

4 七原 会社設立ってふうになりますと、普通定款を作成して、それを登記するという作業になるわけですが、その辺の事務作業は現在どこまで進んでいるのかということが1つ。

それとこの資料でつけていただけてますんで、前回、全協のときに見たものと同じようなところでいくんですが、これからですね、会社に出資するという事なんで、言わせていただきますと、6番のロードマップですね、こちらのところがですね、非常に1年後の目標、2年後の目標と書いてあるんですけども、ちょっとテンポが遅過ぎるんじゃないかなというふうに感じます。会社設立するんなら、もう1年目からですね、ちゃんと再生エネルギーの可能性調査検討とかですね、そういったこともきちんと行っていくべきなんですね。うん。毎年毎年1個ずつなんてことをやってるようでは、会社なんていうのはやっていけませんので、このへんですね、もっと前倒しのものを作成していただきたい。

今のところ、好循環の形成まではちょっとわからないですけども、その手前の持続可能な地域経営の支援というところですね、これらはもう初年度からやるべきものだと、検討して初年度あるいは初年度検討して2年目からですね行うべきものだと思いますんで、そのようにですね前倒しをちょっと要求するんですがそのへんいかがですか。

企画ダム対策課長 現在あかりは7月設立を今目指しておりまして、会社の約款等につきましても、あっ、一定化につきましても、準備をしていると聞いております。

主に設楽町が、として携わる部分としては、地域課題の部分がいちばん重要な部分になってきますので、そういった検討、七原議員が心配されている経営のことについても、設楽町としても、しっかり見ていきたいと思っております。

町長 なるべく早くやりたいという思いはあるんですが、町の公共の施設の電気の切替えと農協の施設の切替えが、まず主だったものの切替えですので、一般の方のところをまだ想定はしておりませんので、その切替えに時間を要していきます。要していきますので、この地域活動の原資となるものは、切替えた電気料が原資

ですので、順番にしか大きくなれないということで御理解をいただきたいと思
います。

4七原 はい、理解いたしました。

あのですね、会社出資金のうち、JAさんと設楽町が20%ずつ出資するとい
うことで、最大株主ということになりますので、そのへんですね、なんていうん
ですかね、行政悪くいうわけじゃありませんけども、スピード感をですね、行政の
ようなことでやられているようでは、とてもじゃないけどこれ承認はしかねます
ので、毎年。当然毎年決算がですね出て、ここまで達成しましたということにな
るんでしょうけども、やはりスピードが第一ということになりますんで、そのあ
たりをですね、きちっと民間、先ほど賛成討論で申し上げましたけど、民間意識
をきちんと持ってですね、株式会社という形態でやる以上、やっていただきたい
と思います。

それが駄目ならですね、今からでもNPO法人にすればいいと思いますので、
そのへんのことをお願いして、これは要望です。答弁結構です。はい、以上です。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 よろしいですか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第40号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第30「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長より設楽町議会会議規則第75条の規定により、御手元にお配り
しました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。申出書のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ござい
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出書のとおり、閉会中に継続調査をするこ
とに決定いたしました。

議長 次に日程第31「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題
とします。

設楽ダム対策特別委員長より設楽町議会会議規則第75条の規定により、御手元
にお配りしました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。申出書のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ござい
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、設楽ダム対策特別委員会委員長の申出書のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定いたしました。

議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第1回設楽町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

閉会 午前10時15分